

最高裁判所首席調査官等に関する規則

昭和43年12月2日最高裁判所規則第8号

改正 昭和56年3月26日最高裁判所規則第2号

最高裁判所首席調査官に関する規則を次のように定める。

最高裁判所首席調査官等に関する規則

(昭五六最裁規二・改称)

(最高裁判所首席調査官)

第一条 最高裁判所に、最高裁判所首席調査官（以下「首席調査官」という。）を置く。

2 首席調査官は、最高裁判所の裁判所調査官の中から、最高裁判所が命ずる。

3 首席調査官は、最高裁判所の裁判所調査官の事務を総括する。

(昭五六最裁規二・旧本則・一部改正)

(最高裁判所上席調査官)

第二条 最高裁判所に、最高裁判所上席調査官（以下「上席調査官」という。）三人を置く。

2 上席調査官は、最高裁判所の裁判所調査官の中から、最高裁判所が命ずる。

3 上席調査官は、首席調査官の命を受けて、最高裁判所の裁判所調査官の事務を整理する。

(昭五六最裁規二・追加)

(上席調査官を補佐する者の指名)

第三条 首席調査官は、最高裁判所の裁判所調査官の中から、上席調査官の事務を補佐する者若干人を指名することができる。

(昭五六最裁規二・追加)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和五六年三月二六日最高裁判所規則第二号）

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。